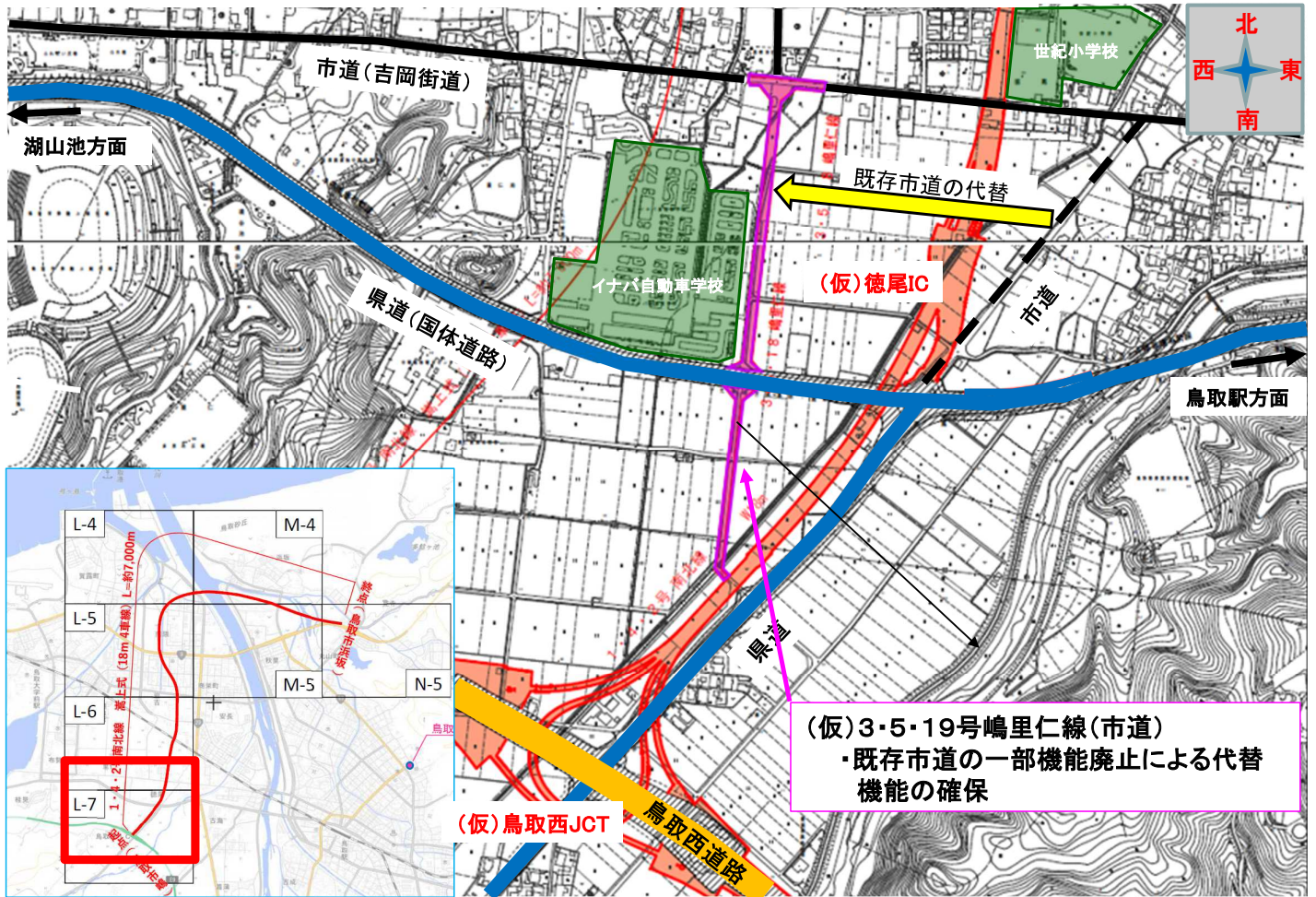
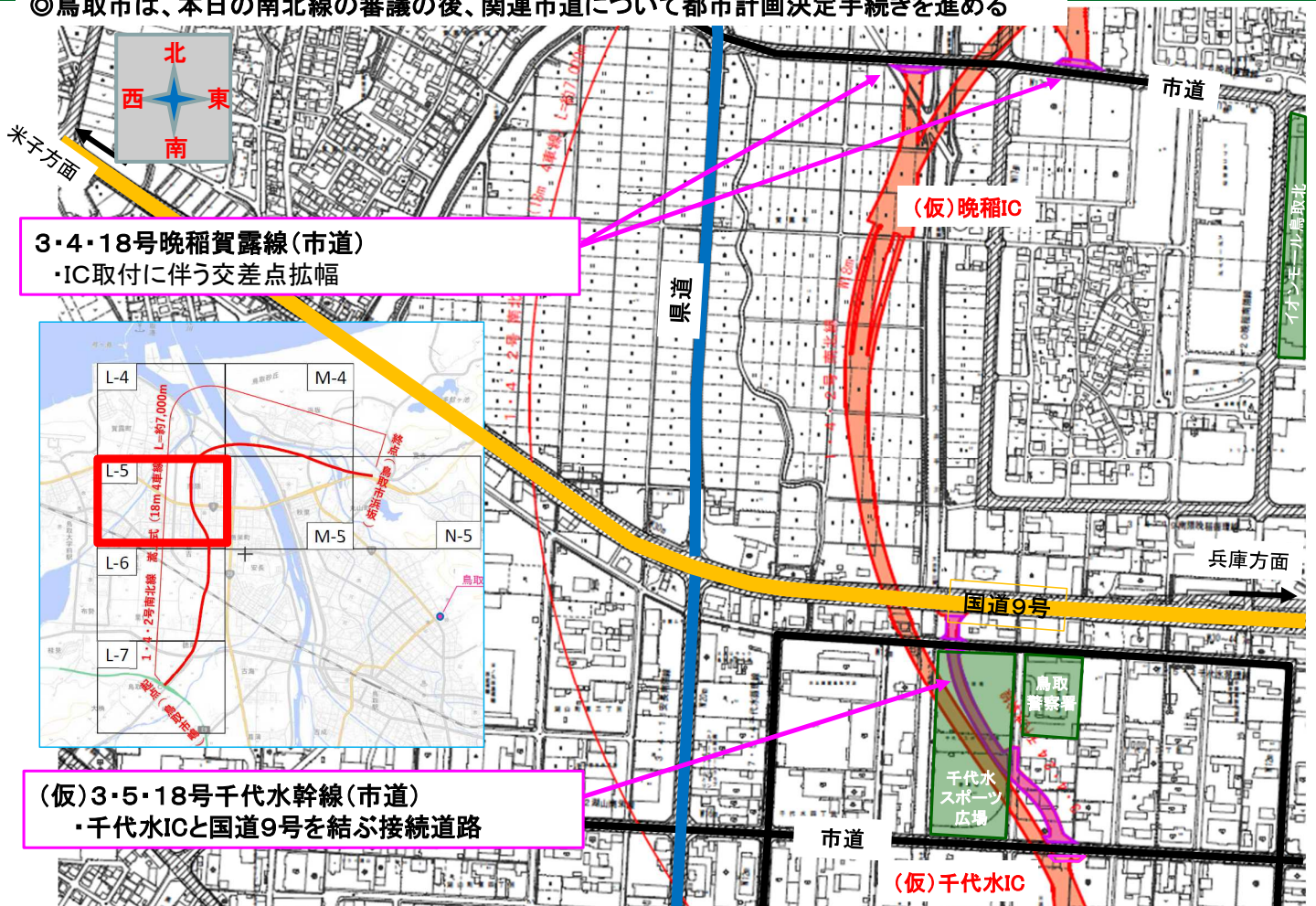


◎鳥取市は、本日の南北線の審議の後、関連市道について都市計画決定手続きを進める



◎鳥取市は、本日の南北線の審議の後、関連市道について都市計画決定手続きを進める



本事業は、環境影響評価法に基づく「**法アセス**」及び
鳥取県環境影響評価条例に基づく「**条例アセス**」の**実施対象外事業**
したがって、法令による実施義務はないものの、
事業者（国土交通省）において、自主的に行う「**任意アセス**」を実施

環境影響評価（環境アセスメント、略称：アセス）とは、

開発事業計画を決めるに当たり、環境への影響について、予め調査・予測・評価を行った結果に関し
専門家から意見を聴き、意見を踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度。
自然環境、社会環境への影響を調査、予測、評価している。

環境影響評価の対象となる道路事業の要件

法アセス・・・道路種別毎に要件が異なり、一般国道は4車線以上かつ10km以上が対象

条例アセス・・・法アセス対象事業を除く事業のうち、道路種別に関わらず、

（一般地域）4車線、10km以上 **（特別地域）4車線、7.5km以上** が対象

※特別地域：開発における環境の保全に関して特に配慮すべき地域として定めたもの

（対象となる区域：小学校、保育所、病院の周囲1kmの区域など）

一般地域：特別地域以外の地域

法アセス及び条例アセスの対象外となる理由

◎本事業の延長は**約7.0km**であり、法アセス（延長**10km以上**）及び条例アセス
（延長**7.5km以上**）によるアセス実施義務の適用を受けない。

騒音

（環境基準：昼間70dB 夜間65dB）

道路近接空間の基準 近接空間は道路敷地境界から20mまでの範囲

振動

（要請限度 千代水地区：昼間70dB 夜間65dB
上記以外：昼間65dB 夜間60dB）
道路敷地境界地表における振動レベル

人の声での例			
80 デシベル	航空機の機内 電車の車内		かなり大きな声
70 デシベル	デパートの中 セミの鳴き声(直)近		大きな声
60 デシベル	普通の会話 走行中の自動車内		普通の声
50 デシベル	静かな公園 静かな事務所		小さな声

振動のめやす	
70 デシベル	大勢の人に感じる程度で、 戸、障子がわずかに動く 
60 デシベル	静止している人だけが感じる 
50 デシベル	人体に感じない程度 

大気

浮遊粒子状物質

粒子状物質とは、固体及び液体の粒子の総称であり、粒径10μm以下の浮遊するものを特に浮遊粒子状物質(SPM)と呼ぶ。
粒形が10μm以下の粒子は、気道や肺胞に付着し、人の健康上有害な影響を与える。

二酸化窒素

NO（一酸化窒素）、NO₂を主体とするNO_x（窒素酸化物）は、高温燃焼に伴い必然的に発生するため、自動車や工場での燃焼だけでなくビル、家庭からの排出、自然界からの排出も無視できない。一次生成物であるNOが大気中でオゾン等により酸化されてNO₂となり、更に紫外線や炭化水素が関与して光化学オキシダントが生成される。

（独）環境再生保全機構より引用

任意アセスの結果

沿線において、基準を下回る予測

- 南北線は市街地を通り、都市構造に大きな影響を及ぼすルートであり、市民生活への影響が大きいことから、鳥取市民全体を対象とした説明会に加えて、地区説明会や事業所説明会も開催した。

【説明会の開催日・回数】

1. 市民全体を対象とした説明会（大規模説明会）（R2.10.4 1回）
2. ルート沿線地区を対象とした説明会（地区説明会）（R2.9.25～10.9 計11回）
3. ルート沿線の事業所を対象とした説明会（事業所説明会）（R2.9.1 1回）

【説明会の周知方法】

- ①県ウェブサイト（R2.7.27～10.9） アクセス数：13,127
- ②新聞折込チラシ（R2.7.31,8.6）
日本海・山陰中央・朝日・読売・毎日・産経・日経新聞の7紙 合計60,805部
- ③新聞広告（R2.8.27）日本海・山陰中央2紙
- ④ルート沿線の地元住民への案内文の配布
- ⑤南北線の買収・隣接の可能性のある地権者（県内・県外問わず）へ説明会の案内文を郵送（地権者391名、建物の所有者338名）

都市計画説明会（意見聴取）について②

【説明会の実施状況】

参加者の合計 406名

説明会	対象	日時	会場	参加者数
大規模説明会	鳥取市内全域の市民	令和2年10月4日(日) 14時～	鳥取県庁講堂	68名
地区説明会	嶋地区・大満地区の住民	令和2年9月25日(金) 19時～	豊実地区公民館	12名
	徳吉地区・徳尾地区の住民	令和2年10月1日(木) 19時～	鳥取県民体育館	21名
	岩吉地区・東里仁地区・世紀団地の住民	令和2年10月2日(金) 19時～		13名
	安長地区の住民	令和2年9月29日(火) 19時～	千代水地区公民館	12名
	晩稲地区・南隅地区の住民	令和2年9月28日(月) 19時～	賀露地区公民館	31名
	賀露地区の住民	令和2年10月5日(月) 19時～		25名
	東ひばりヶ丘地区の住民	令和2年9月30日(水) 19時～	浜坂地区公民館	8名
	浜坂新田地区・江津地区の住民	令和2年10月6日(火) 19時～		42名
	山城町地区の住民	令和2年10月7日(水) 19時～		11名
	あさひヶ丘地区の住民	令和2年10月8日(木) 19時～		56名
		令和2年10月9日(金) 19時～		49名
事業所説明会	ルート沿線の事業所	令和2年9月1日(火) 19時～	鳥取県庁講堂	58名

説明会の出席者からの主な意見

説明会での意見・質問（その１）

【都市計画決定の手続き】

意見・質問の要旨	回答
・都市計画素案に対して意見を言う機会はあるか。	・説明会のほか、パブリックコメント、公聴会において、意見を述べる機会がある。
・今後も説明会を開催する予定はあるか。	・事業化後、測量・設計・用地補償・工事の節目でや説明会等を開催させていただく。

【ルート】

意見・質問の要旨	回答
・ルート上の地権者から反対意見が出た際に、ルート変更はあり得るのか。	・南北線は、広域性が高い路線となるため、皆様からのご意見を総合的に判断し決めていくこととなる。 ・事業予定者（国）としては、今示しているルート案でご了解いただき進めていきたいと考えている。

【インターチェンジ】

意見・質問の要旨	回答
・市民はアンケートで『中心市街地へのアクセス性の向上』を求めているが、『人口集中地区』を避け、結果として中心市街地を避けるルートとなっている。 ・中心市街地へのアクセス性向上はどうなったのか。	・建物が密集している地域を通過するルートは、地域の分断や建物の移転費用の増大などが懸念される。 ・南北線や山陰道等と中心市街地とのアクセスについては、既存の道路を活用してほしい。

都市計画説明会（意見聴取）について④

説明会での意見・質問（その２）

【事業スケジュール】

意見・質問の要旨	回答
・南北線工事完成までのスケジュールは。	・県の都市計画決定手続きが完了した後、国土交通省が事業化する。完成時期は未定である。

【道路構造】

意見・質問の要旨	回答
・南北線の都市計画は完成４車線としているが、整備は暫定２車線とするのか。	・南北線の整備方法については、完成４車線か暫定２車線かは決まっていない。

【防災】

意見・質問の要旨	回答
・南北線の橋脚を千代川（河川内）に設置することにより、千代川の断面を阻害し千代川が氾濫することとならないか。	・南北線の橋脚設置により千代川が氾濫しないように、河川管理者と協議・調整を行いながら検討を進めていく。

【周辺道路】

意見・質問の要旨	回答
・山陰道（鳥取西道路）の鳥取西ＩＣ付近は現状でも渋滞しており、南北線の整備に伴い今以上に交通が集中することが考えられるが、周辺道路も含めた渋滞対策を行うのか。	・山陰道（鳥取西道路）の鳥取西ＩＣは、南北線の整備に伴い交通が集中することは十分考えられる。 ・今後、県道、市道を含めた周辺道路の交通量の変化を十分検討し、必要な対策を講じていきたい。

説明会での意見・質問（その3）

【環境】

意見・質問の要旨	回答
・南北線の計画範囲に近接する家屋等に対して、騒音対策や目隠しフェンスの設置などを要望する必要があるのか。	・騒音対策や目隠しフェンスの設置については、現地調査や地元要望を踏まえて、必要性を検討していく。
・南北線の整備により、周囲の水田が地盤沈下しないように対策をお願いしたい。	・南北線の構造は、周辺への影響を低減するため高架としている。道路周辺に地盤沈下等の影響がでないように、検討していきたい。

【用地・補償】

意見・質問の要旨	回答
・家屋等の立退きの範囲を教えてください。	・家屋等の立退きの範囲は、事業化後の詳細設計において検討する。
・補償金がいくらになるのか教えてくれないと移転地の確保ができない。	・事業化後に測量、調査、設計を行い、詳細な用地調査を行わなければ、具体的な補償費を示すことはできない。

【工損】

意見・質問の要旨	回答
・工事に伴い発生する振動等によって、建物にひび割れ等の損傷が発生した際の補償を教えてください。	・工事による建物の損傷については、工事前後に工事影響範囲内の建物調査を行い、建物の変化（損傷）に対して補償することとなる。

パブリックコメントの実施について

- 説明会による住民からの意見聴取だけでなく、パブリックコメントの実施により、市民からの意見を幅広く募集した。

項目	内容
意見募集期間	・令和2年8月8日～10月22日
閲覧方法	・鳥取県庁及び鳥取市役所のウェブサイト ・鳥取県庁及び鳥取市役所の窓口
意見提出方法	・電子メール、ファクシミリ、郵送、意見箱への投函
周知方法	・県ウェブサイト（8/8～10/22） アクセス数：8月→7,758, 9月→2,539, 10月→2,162 ・新聞掲載（8/29）日本海新聞・山陰中央新報 2紙 ・報道機関への資料提供

パブコメでの意見の項目・件数

番号	項目	件数
1	ルートについて	37
2	完成時期について	6
3	防災について	7
4	環境について	14
5	経済について	4
6	事業全般について	19
7	インターチェンジについて	11
8	道路構造について	5
9	周辺道路について	8
10	その他	14
合計		125

パブリックコメントでの主な意見・対応方針

【ルート】

主な意見の概要	対応方針
・ルートや構造は妥当と考える。 ・住環境等への配慮したルートの見直しを要望する。	・これまで地域の皆様等から多くの御意見をいただきながら検討して、政策目標を定め、ルートを計画していますので、ご理解をお願いします。

【完成時期】

主な意見の概要	対応方針
・早期着工をしてもらいたい。 ・事業化の時期を知りたい。	・事業化の時期や完成時期は未定です。

【防災】

主な意見の概要	対応方針
・積雪対策、浸水対策、地震対策を要望する。	・凍結防止剤の散布、除雪を行います。 ・事業化後、調査検討を行い、水害を軽減させる対策を進めます。 ・近年の巨大地震を受けた技術的所見を踏まえた技術基準を用いて、設計・施行を行います。

【環境】

主な意見の概要	対応方針
・ 工事中や工事完成後の騒音・振動が心配。 ・ 地盤沈下が心配。	・ 工事の影響を極力少なくするよう配慮して行います。 ・ 道路供用後の騒音振動については、環境基準を上回った場合は、事業者である国土交通省が必要な対応を行います。 ・ 地盤沈下の影響が考えられる建物等において、工事前に調査を実施します。

【経済】

主な意見の概要	対応方針
・ 非常に多くの事業所が集積している地域に道路を通し、支障移転しなくてはならない影響は多方面におよび、非常に大きいと考える。	・ 南北線の整備が地域の産業活動の発展に寄与するものと考えます。

【事業全般】

主な意見の概要	対応方針
・ 事業費が多額になるのではないかと。 ・ 事業の必要性が低い。 ・ どのような補償となるのか心配。	・ 具体的な道路構造の検討に際して、事業費・維持管理費のコスト縮減等に配慮します。 ・ 渋滞、事故、災害時の脆弱性により、移動における速達性や安全性、信頼性が低いため、日常生活や経済活動において課題となっており、住民、事業所、道路利用者などから、渋滞や事故がなく、安全で災害に強く、広域観光を促進する道路が望まれています。 ・ 補償の詳細については、個々の状況を確認したうえで、個別に調整します。

【インターチェンジ】

主な意見の概要	対応方針
・ ハーフインターチェンジではなく、通常のインターチェンジにすべき。 ・ インターチェンジの配置位置の見直しを要望する。	・ 道路の建設に要する費用を抑えつつ、政策目標の達成や地域のニーズを踏まえて設定しています。

【道路構造】

主な意見の概要	対応方針
・事故防止のため片側1車線で整備するべきではない。 ・中央分離帯の構造を安全対策と合わせて検討してください。	・全線片側2車線としていますが、具体の整備方針や安全対策については、事業化後に検討します。

【周辺道路】

主な意見の概要	対応方針
・南北線ができることによる周辺道路の交通量の増加が懸念される。	・関連して必要となる付替道路等は、事業化後に地元や道路管理者と協議しながら検討します。

【その他】

主な意見の概要	対応方針
・鳥取西インター付近に、道の駅が欲しい。	・参考とさせていただきます。

公聴会の実施状況

公述人の募集

公聴会の開催にあたり、南北線の都市計画素案について、意見を述べたい方を予め一般の皆様から募集した。

項目	内容
公述人の募集期間	・令和2年10月9日（金）～10月23日（金）
閲覧方法	・鳥取県庁及び鳥取市役所のウェブサイト ・鳥取県庁及び鳥取市役所の窓口
提出方法	・電子メール、ファクシミリ、郵送、意見箱への投函
周知方法	・県ウェブサイト（10/9～10/23） ・報道機関への資料提供
公述の申出人	・6名

1. 開催日時：令和2年10月30日（金） 午前10時～10時40分
2. 場 所：鳥取県庁講堂
3. 公述人：6名（傍聴人：17名）
4. 公述の概要

公述人	公述の概要
公述人①	・江津地区の住民の環境配慮と土地の利用価値の点から、本線及び取り付け道路を袋川に沿うように、ルートの変更を希望する。
公述人②	・千代水ICが接続する鳥取市千代水地内の市道湖山商栄線は、降雨時に冠水が起こるため、道路建設と自然災害への安全性の確保や対策が考えにくく不安を感じる。 ・ゼロベースや代替案を含めたルート選定の再検討を行ってほしい。
公述人③	・ルートの近隣住民だが、ルートが決まってから説明されても困る。 ・このようなやり方は、反対する機会も与えられず、「この形で承知してください。」という一方的なものであり納得できないため、ルートの再考を要望する。
公述人④	・ルートは、鳥取市五反田周辺の危険物取扱ヤードに近接しているが、ルート計画においてリスク想定と環境影響等を網羅のうえ、後世からも支持を得る「都市計画」を策定されることを願っている。
公述人⑤	・ルートは、製造施設の建設予定地内であり、代替地の選定は容易ではなく、防災上の観点からもルートの見直しを強く要望する。
公述人⑥	・ルート近隣の騒音振動について、出来上がってから改善と言われても困る。ルートを江津集落から離すことを要望する。ルートを変更できないのであれば、補償していただきたい。

ルートの変更にかかる意見が多く寄せられた

公聴会での公述に対する対応方針

【公述に対する対応方針】

- ・ルートは計画段階評価にて地域の皆さま等からご意見をいただきながら検討して、政策目標を定め、概略ルートを選定されております。（検討経緯及び政策目標については、以下のとおり）選定した概略ルートに基づき、ルートを計画されていますので、ご理解をお願いします。
- ・なお、騒音振動などに係る対策については、事業者である国土交通省が、事業化後に地域の皆様のご意見を伺いながら具体の検討を行うこととしています。

（検討経緯及び政策目標）

- ・ルートは、事業者である国土交通省が平成28年度から計画段階評価を実施するとともに、平成30年度からはアンケート調査、オープンハウス、ワークショップなどにおいて住民や事業所などから幅広く意見を聴取し、検討してまいりました。
- ・アンケート調査等において出された意見を踏まえ、改善すべき地域課題として5つの政策目標（日常生活の利便性・安全性の向上、災害時にも機能する信頼性の高いネットワークの確保、救急医療機関への速達性向上、産業活動の支援、観光振興の促進）を設定し、第三者による有識者委員会の助言をいただきながら、全ての政策目標の達成が見込め、地域二ーズの高い渋滞や事故、災害時の代替性などにおいて特に優れた効果が期待され、総合的に優れたルート（全線バイパス）が選定されました。

◎令和2年度に都市計画説明会やパブリックコメント等を実施して以降、長らく時間を要したため、都市計画手続きを進めるにあたっては、ルート沿線の地区住民や事業者、地権者に「お知らせ」文書を全戸配布して周知するとともに、幅広く周知できるよう鳥取市報にも掲載するなど配慮して進めています。

- ① 「お知らせ」文書の郵送 7,000通
対象: ルート沿線住民、事業者、地権者
- ② 鳥取市報(6月号)への掲載
- ③ 県ホームページ「とりネット」への掲載

【県への問い合わせ】

18件の問い合わせあり(6月末現在)

- ・道路計画をよく知らなかった。教えて欲しい。
- ・所有する土地が道路計画にかかっているか確認したい。
- ・いつ頃、どのような補償となるのか。
- ・騒音や振動が心配。

＜お知らせの内容＞

都市計画決定の手続き（予定）

実施予定日	手続の内容
令和7年 5月1日 ～12月26日	パブリックコメント、公聴会で御提出いただいた御意見の対応方針を公表 ・とりネット（県ホームページ）での公表 URL https://www.pref.tottori.lg.jp/292550.htm ・閲覧による公表 ＜閲覧場所＞ (1) 鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220本庁舎7階） (2) 鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市幸町71番地本庁舎5階）
7月（予定）	鳥取県都市計画審議会の開催（傍聴することができます。）
9月頃 (14日間)	都市計画の案の縦覧（縦覧期間14日間に意見書を提出することができます。） ※縦覧場所や意見書の提出先は、とりネット（まちづくり課ホームページ）や市報などで別途お知らせする予定です。
11月（予定）	鳥取県都市計画審議会の開催（傍聴することができます。）

※詳細な日程や開催場所等につきましては、随時とりネットにおいて情報を更新してお知らせします。

＜鳥取市報(6月号)＞

山陰近畿自動車道 鳥取～岩寺間 (通称: 南北線) の都市計画決定 に関する手続き

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課
☎ 0857-26-7458

令和2年度に開催した住民説明会や公聴会でいただいたご意見をもとに、国土交通省、県、本市などの関係者で協議・調整を行ってまいりました。

説明会開催から長い時間を要しましたが、この度、都市計画決定の手続きを行うこととなりました。

■今後の都市計画決定の手続き予定

5月1日～12月26日

パブリックコメント、公聴会での

ご意見に対する対応方針の公表

・とりネット（鳥取県ウェブサイト）

・以下の場所での閲覧

①鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

②本庁舎都市企画課（54番窓口）

7月 鳥取県都市計画審議会の開催（1回目）

9月 都市計画の案の縦覧（14日間）

11月 鳥取県都市計画審議会の開催（2回目）

※各審議会は傍聴ができます。詳細な日程や開催場所は、随時とりネットなどでお知らせします。

関係機関協議の実施状況

各関係機関へ協議済

①市町村への事前意見聴取 : 法第18条第1項

協議先	協議日	回答日	意見の内容
鳥取市	R2.9.3	R2.10.16	異存なし

②国土交通大臣への事前協議 : 法第18条第3項

協議先	協議日	回答日	意見の内容
国土交通省 (中国地方整備局建政部)	R2.9.3	R2.10.21	異存なし

※国土交通大臣に対しては、縦覧や本審議会から答申をいただいた後、同意協議を実施

③道路管理者（国土交通省）への協議 : 法第23条第6項

協議先	協議日	回答日	意見の内容
国土交通省 (中国地方整備局道路部)	R2.9.3	R2.9.24	異存なし
鳥取県 (県土整備部道路企画課)	R2.9.3	R2.10.13	異存なし

R 7 年

第165回 都市計画審議会（予備審議）

本 日

都市計画案の公告・縦覧

9月頃

第166回 都市計画審議会（本審議）

1 1月頃

国土交通大臣同意協議

1 2月頃

都市計画決定告示

1 2月頃